

京都市告示第426号

京都市東部文化会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都市文化会館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年10月10日

京都市長 松井 孝治

臨時に開館する日及び施設

令和7年4月8日（火）午前9時～午後9時30分

ホール、創造活動室及び会議室

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）